

お知らせ版 No. 2

平成 27 年 7 月 24 日発行(次号 8 月 10 日)

お知らせ版に関する問合せは、まちおこし政策課へ (担当:圓崎 宏美 ☎33-6012)

http://www.town.shintomi.miyazaki.jp/ お知らせ版は、ホームページからダウンロードできます。

がんばる事業所を応援します!

新富町商工業振興補助金の募集をスタートします。本補助金は、町内商工業事業者の方々が経営改善等を 図るための意欲ある取り組みに対して支援することを目的としています。

○補助金の種類

繁盛店育成支援事業補助金(補助額最高20万円)

・対象事業 店舗のディスプレイなどの改装 販売促進活動につながる備品の購入 など各店舗の魅力創出が可能となるもの。

人材育成助成事業補助金(補助額最高5万円)

- ・対象事業 中小企業大学校が実施する研修への参加 県内にある他の公的な研修機関への参加 など
- ○補助金対象者
 - ・町内に住所を有する個人又は法人で、町長が適当と認める事業者等
 - ・町内において事業を営んでいること
 - ・補助金の交付申請の時までに納期の到来している町の公租公課を完納していること
- ○補助金の受付期間

9月1日 (火) ~9月30日 (水) まで

○補助金の受付場所

新富町役場2階 まちおこし政策課 ※申込みはお早めに。 内容に関しての詳細は、新富町ホームページをご覧ください。 [URL] http://www.town.shintomi.miyazaki.jp/3882.htm



問合せ:まちおこし政策課

(担当)長友俊博 ☎33-6029

ストレスチェックの実施が義務になります!

平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正す る法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等について、従業 員数50人以上の事業場は、12月1日より義務化されます。

問合せ:宮崎労働局労働基準部

健康安全課

20985-38-8835

ストレスチェック制度の概要

〇ストレスチェックの実施

- ・常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施することが事業者の義務になります。 ※ストレスチェックとは、事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査をいいます。 ※従業員数50人未満の事業場は、当分の間努力義務となります。
- ・ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の3 領域を含みます。

〇面接指導の実施

- ・高ストレスと評価された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を行うことが事業者の義務 になります。
- ・事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認められるときは、就業上の措置 を講じる必要があります。

事業者の方は、以下の点に注意してください

- ○ストレスチェックは、医師・保健師などが実施します。
- ○ストレスチェックの結果は、従業員の同意がなければ事業者に提供することが禁止されています。
- ○ストレスの高い従業員から申し出があった場合、医師による面接指導を行いましょう。
- ○面接指導の結果、医師の意見を聞き、必要に応じて働き方への配慮をしましょう。





みんなで守ろう!

平成27年度

自然が豊かな美しい砂浜

畫四美青寿大作號

パート2



8/2(日)

AM 6:00~7:00

集合場所 富田浜公園

※レーキなどをお持ちの方はご持参下さい 軍手の準備や汚れてもよい服装でお願いします

連絡先 新富町教育委員会 生涯学習課 担当 樋渡 将太郎 IELO 983-33-1022 FAX 0 983-33-5928 ※ 小雨決行。強雨などの荒天時は中止します。

主催 新富町教育委員会